

もっと！ きれいな口元美人への道

デンタルニュース 23『審美歯科①』では主に「歯を白くするための審美歯科治療」をご紹介しました。

審美歯科治療にはこのほかに「歯ぐきをきれいにする」「歯の形をきれいにする」「歯並びをきれいにする」「よく噛めるようにする」また、見えない美しさとして「口臭を予防する」など、さまざまな目的に合わせた治療方法があります。

ホワイトニング以外にも……審美治療の種類

■ 歯ぐきをきれいになりたい

⇒ 歯ぐきの炎症や変色を取り除き、出血や口臭をなくす

■ 歯の形をきれいになりたい

⇒ 歯の一部、または全部を人工材料でかぶせる

■ 歯並びをきれいになりたい

⇒ 歯並びと噛み合わせをよくする矯正治療

■ よくかめるようになりたい

⇒ 人工歯根を骨に植えて人工の歯を作る方法

審美治療は高額？

審美治療のほとんどが「保険外診療」

「保険診療」とは健康保険法によって定められた診療で、材料・方法・診療報酬等が事細かに決められています。ごく一部の例外を除き、すべての治療は保険診療で行うことができますが、保険診療は「悪くなってしまった歯を日常生活に支障のないレベルへ回復する」ことを目的としているため、「より快適にする」「より綺麗にする」「将来悪くならないように予防する」といった目的には、保険診療を適用することが出来ません。



日常生活に支障のないようにする治療

⇒ 保険診療



美しさや快適さのための治療

⇒ 保険外診療

例えば、審美性（見た目）、快適性（使い勝手）、被せものの適合性（精度）、耐久性、矯正など、生活の質をあげるような高い要求には応えられず、この制限の枠を越えた診療は「保険外診療（自由診療）」で行うことになります。

審美歯科は美しい自然な歯の仕上がりを目的としているため、保険での診療が認められていないのです。